日本学生支援機構奨学金

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生は各学部・研究科等(専攻)の事務室を通じて、貸与額通知書等が入った 封筒を受け取り、下記入力期間内に「奨学金継続願」を提出(インターネット入力)してください。

<u>提出を忘れた場合、奨学金の貸与は廃止</u>されます。また、提出内容、学業成績により、奨学金の貸与が停止、廃止又は減額となることがあります。

対 象 者 : 下記を除く日本学生支援機構奨学生全員

- ・平成30年3月までに貸与が終了する者(平成30年3月満期者含む)
- ・休止・停止中の者
- ・平成29年11月以降に初回振込の採用者(平成29年度秋季入学者等)
- ・緊急採用者

入力期間 : 平成 29 年 12 月 15 日 (金)~平成 30 年 1 月 31 日 (水)

平成 29年 12月 29日(金)~平成 30年1月3日(水)は入力できません。

注意事項:

- 1.「D-奨学金振込みの継続の確認」の質問で<u>「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、3</u> 月までの貸与(4月以降振込なし)で辞退となります。**入力後の変更はできません。**
 - (1) 下記の場合は、「<u>奨学金を希望します」で入力</u>のうえ、後日異動願(退学、休止、辞退)の 提出又は停止の措置を受けてください。

休学、留年、留学等により今後、奨学金が休止・停止となる場合 予定(退学、辞退等)が決まっていない、辞退するか迷っている場合 入力後、辞退へは変更できますが、継続に変更することはできません。

- (2) 大学院第一種奨学生で上記「継続を希望しません」を選択した場合、特に優れた業績による返還免除は平成29年度(平成29年12月下旬から掲示予定)申請対象者となり、<u>次年度</u>以降の申請はできません。
- (3) 学振特別研究員採用内定者で、本通知を受け取った方は、下記 HP を参照のうえ、辞退の異動願を提出してください。継続願の提出は不要です。

http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_01_08_j.html

- 2.「H-経済状況」の「あなたの2016年12月から2017年11月の収入と支出の差額」が<u>30万円以上ある場合、4月以降に本部奨学チームの担当者が面談</u>のうえ、<u>奨学金の減額(または辞退)</u>を求めることがありますので、入力前に確認のうえ、慎重に行ってください。
- 3.併用貸与者は、一種と二種それぞれについて入力してください。

問い合わせ先:

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム(本郷キャンパス学生支援センター1階) 9:00~17:00

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp TEL: 03-5841-2520 · 2536